

# 一般社団法人国際芸術認定機構 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人国際芸術認定機構と称し、英文では **International Art Approval Organization** と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、音楽を始めとする各種芸術活動に携わることによって、一般市民の芸術に対する造詣を深めることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 芸術の振興に関する事業
- 2 楽器等の芸術関連品の寄贈等を支援する事業
- 3 演奏家及びアーティストの派遣事業
- 4 地域振興にかかわる演奏会及び各種芸術関連イベントの企画・開催・支援事業
- 5 芸術教育の普及・推進に関する事業
- 6 演奏家及びアーティストに対する認定制度運営事業
- 7 事務サービス代行業業
- 8 その他前各号に附帯する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体をいう。

3 賛助会員は、当法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体をいう。

(入会)

第6条 当法人の、会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 当法人の会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 当法人の会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会の申出は、1か月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 当法人の会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- ①この定款その他の規則に違反したとき。
- ②当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 当法人の会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ①退会したとき。

- ②成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ③3年以上会費等を滞納したとき。
- ④総社員が同意したとき。
- ⑤死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- ⑥除名されたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 当法人の会員は、前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及び負担金、その他の拠出金品は返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員を持って構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき一個とする。

(開催地)

第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

- ①会員の除名
- ②理事及び監事の選任又は解任
- ③理事及び監事の報酬等の額
- ④計算書類等の承認
- ⑤定款の変更
- ⑥解散
- ⑦その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第20条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、当法人の正会員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出

席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- ①理事3名以上20名以内
- ②監事3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会において理事の過半数をもって選定する。

3 監事は、当法人またはその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第28条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- ①当法人の職務執行の決定
- ②理事の職務の執行の監査
- ③理事長の選任及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は次のいずれかの場合に開催する。

- ①理事長が必要と認めるとき。
- ②理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれを招集する。

(招集手続きの省略)

第 33 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。

(職務の執行状況の報告)

第 37 条 理事長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

①事業報告

②貸借対照表

③損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第44条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第46条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 ー 島谷 恵介

住所 ー 島谷 美樹子

住所 ー 島谷 千恵子

住所 ー 島谷 雅文

(設立時役員)

第47条 当法人の設立時役員は以下の通りである。

設立時理事 島谷 恵介 島谷 美樹子 島谷 千恵子

設立時監事 島谷 雅文

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年1月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第49条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。